

平成24年度

官 庁 営 繕 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

平成23年9月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

第1 平成24年度官庁営繕関係予算概算要求の概要

- 1. 概算要求の基本的な考え方 2
- 2. 予算の重点化 2

第2 主要要求事項

- 1. 被災した官庁施設の復旧 4
- 2. 防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保 5
 - (1) 官庁施設の耐震化の推進 5
 - (2) 官庁施設の津波対策の推進 9
- 3. 官庁施設のゼロエネルギー化（モデル事業の実施） 10
- 4. 既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消 11
- 5. PFI手法の活用による官庁施設の整備 12
- 6. 官庁施設における木材利用の促進 13
- 7. 新規要求箇所（庁舎の建替） 14
 - (参考) 国の出先機関が入居予定の合同庁舎 14

第3 平成24年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

- 1. 平成24年度官庁営繕関係予算概算要求総括表 15
- 2. 「日本再生重点化措置」要望事項 15

第1 平成24年度官庁営繕関係予算概算要求の概要

1. 概算要求の基本的な考え方

官庁施設の整備については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の有効利用を図りつつ、災害に対する安全・安心の確保等に的確に対応することが重要である。

このため、平成24年度の概算要求に当たっては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）等を踏まえ、国民生活の安全・安心の確保に資するため、官庁施設の耐震化及び津波対策の推進により防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保を図るとともに、持続可能な低炭素・循環型社会の構築に資するため、官庁施設のゼロエネルギー化を目指したモデル的な整備の実施に重点化を図る。

また、既存施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消については、緊急的に整備の必要があるものに限定して実施することにより、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保する。

2. 予算の重点化

官庁施設の耐震化及び津波対策の推進による防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保及び持続可能な低炭素・循環型社会の構築に資する官庁施設のゼロエネルギー化を目指したモデル的な整備の実施に重点を置いて「選択と集中」を徹底し、メリハリのある要求を行う。

【重点事項】

I. 国民生活の安全・安心の確保

- 防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保

II. 持続可能な低炭素・循環型社会の構築

- 官庁施設のゼロエネルギー化（モデル事業の実施）

I. 国民生活の安全・安心の確保

防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保

要求額 15,437百万円(1.81)

(1) 官庁施設の耐震化の推進

① 既存不適格建築物の耐震化

建築基準法に基づく耐震性能を満たさない官庁施設について、人命の安全の確保を図るため、耐震改修又は建替を行うことにより総合的な耐震安全性を確保する。

② 防災合同庁舎等の防災機能強化

災害応急対策活動の拠点施設としての防災機能の強化と災害に強い地域づくりを図るため、建築基準法に基づく耐震性能は満たしているものの、防災拠点としての所要の耐震性能を満たしていない防災合同庁舎等について耐震改修を行うとともに、地震防災対策が特に必要な一定の地域において、建替による防災合同庁舎の整備を行うことにより総合的な耐震安全性を確保する。

(2) 官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波被害からの行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

II. 持続可能な低炭素・循環型社会の構築

官庁施設のゼロエネルギー化（モデル事業の実施）

要求額 431百万円(皆増)

官庁施設の新築において、再生可能エネルギー・新技術の積極的導入と省エネルギー・節電技術の徹底活用を組み合わせ、ゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施する。

第2 主要要求事項

1. 被災した官庁施設の復旧

東日本大震災で被災した官庁施設の復旧を実施する。

【事業箇所の例：石巻港湾合同庁舎】

○被害概要（庁舎）

津波により2階まで浸水。1階内装・建具の被害が大きく、天井材まで流出。構造体基礎の杭頭が露出・破損、ほか被害多数。



○計画概要

東日本大震災において津波被害を受けた施設の建替を行う。

建設予定地：宮城県石巻市中島町15-2

構造・規模：鉄筋コンクリート造 地上4階

延べ床面積 2,421㎡

工事期間：平成24年度～25年度

2. 防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保

(1) 官庁施設の耐震化の推進

建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題であり、このため公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととされている。

官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全の確保の観点から、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としている。耐震化対策に当たっては、大規模地震発生時に官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、構造体のみならず、外壁・建具などの建築非構造部材及び建築設備を含む建築物全体として、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設等の整備を実施する。

平成27年度末の目標

- すべての既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）について建築基準法に基づく耐震性能確保
- 全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積率）

【官庁施設の耐震化の状況】

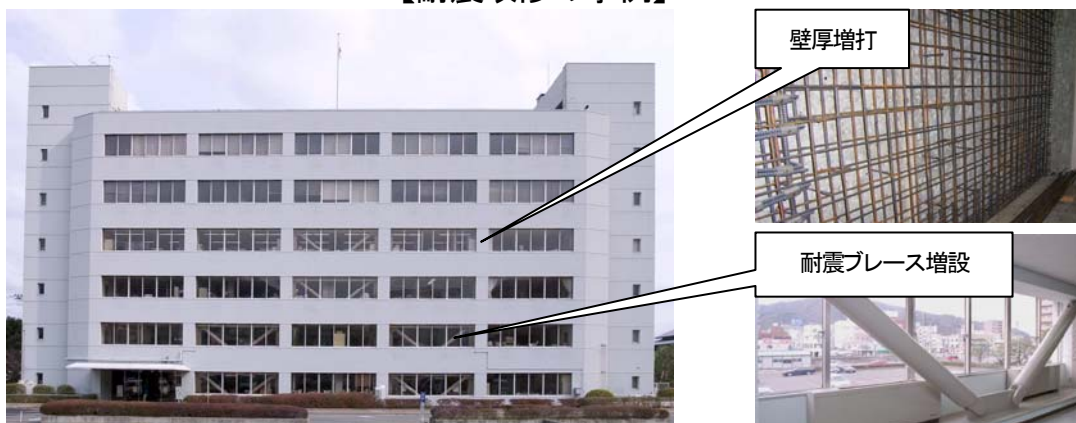
区分	公表施設	耐震化済施設【官庁基準】	
		（平成22年度末）	率（面積）
I類	約245万㎡（159棟）	約189万㎡（102棟）	77%
II類	約216万㎡（933棟）	約178万㎡（786棟）	82%
III類	約308万㎡（1,561棟）	約255万㎡（1,338棟）	83%
合計	約770万㎡（2,653棟）	約623万㎡（2,226棟）	81%

（注）「I類、II類、III類」については、7頁参照。

① 既存不適格建築物の耐震化

建築基準法に基づく耐震性能を満たさない官庁施設について、人命の安全の確保を図るため、耐震改修又は建替を行うことにより総合的な耐震安全性を確保する。

【耐震改修の事例】



② 防災合同庁舎等の防災機能強化

災害応急対策活動の拠点施設としての防災機能の強化と災害に強い地域づくりを図るため、建築基準法に基づく耐震性能は満たしているものの、防災拠点としての所要の耐震性能（官庁施設の耐震基準値（Ⅰ類 1.5、Ⅱ類 1.25））を満たしていない官庁施設について耐震改修を行うとともに、地震防災対策が特に必要な一定の地域において、建替による防災合同庁舎の整備を行うことにより総合的な耐震安全性を確保する。

防災合同庁舎の整備 ～高松地方合同庁舎（Ⅱ期）～

○ 計画概要（建替）

広域防災拠点及びまちづくりの中心として、総合的な耐震安全性を有する防災合同庁舎を整備

建設予定地：香川県高松市サンポート3-33
構造・規模：鉄骨造 地上11階 地下2階建
延べ床面積 28,473㎡

入居予定官署：四国管区警察局（Ⅰ類）
四国財務局（Ⅰ類）
四国運輸局（Ⅰ類）
高松地方气象台（Ⅱ類）
等 計14官署

工事期間：平成24年度～26年度



【完成予想図】

（注）「Ⅰ類」及び「Ⅱ類」については、7頁参照。

(参考 1)

被災地の支援と復旧に資する防災合同庁舎



【官庁施設における耐震安全性の目標】

災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類）に分類し、それぞれ耐震性能を規定している。

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1.5 (Ⅰ類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設 等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1.25 (Ⅱ類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（Ⅰ類に属するものを除く） 等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1.0 (Ⅲ類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

(参考2)

建築基準法に基づく耐震性能を満たす施設の被害の事例

【神戸第2地方合同庁舎の被災状況】



内部の被災状況

神戸第2地方合同庁舎
(第五管区海上保安本部、神戸地方法務局他)
建物完成 : 昭和60年5月
震度 : 7
(平成7年1月17日 阪神・淡路大震災)
被災前の耐震性能
・耐震性能評価値 : 1.01
応急復旧日 : 平成7年1月30日
本格復旧日 : 平成9年3月20日

〔柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した〕

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）における建物の被害の事例

(総務省消防庁のホームページより引用)



事務所ビル1, 2階の崩壊



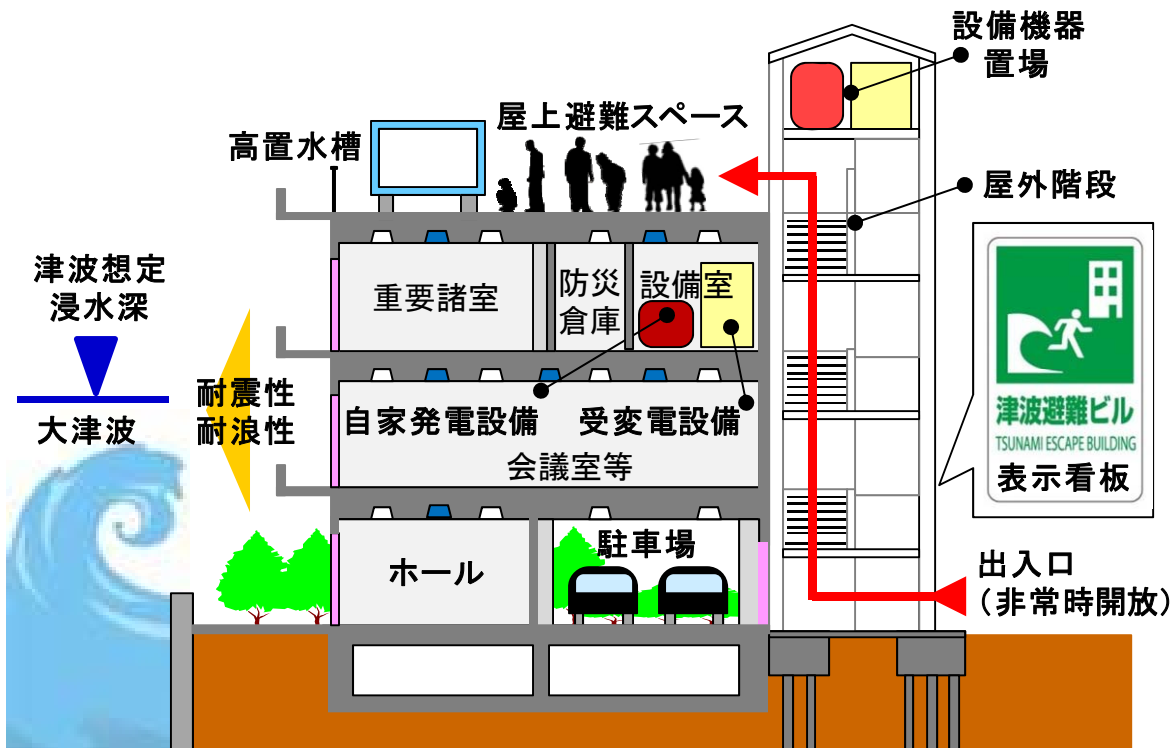
店舗1階柱の圧壊

(2) 官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波被害からの行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

津波対策の主な実施項目

- 津波後の電力・水の持続的な供給
 - ・自家発電設備、受変電設備を上階に設置
 - ・高置水槽の容量確保
- 早期の庁舎機能回復
 - ・重要諸室を上階に設置
 - ・総合的な耐震安全性の確保
- 津波避難施設としての整備
 - ・防災倉庫の整備
 - ・屋外階段（非常時開放）の設置
 - ・屋上を避難スペースとして整備

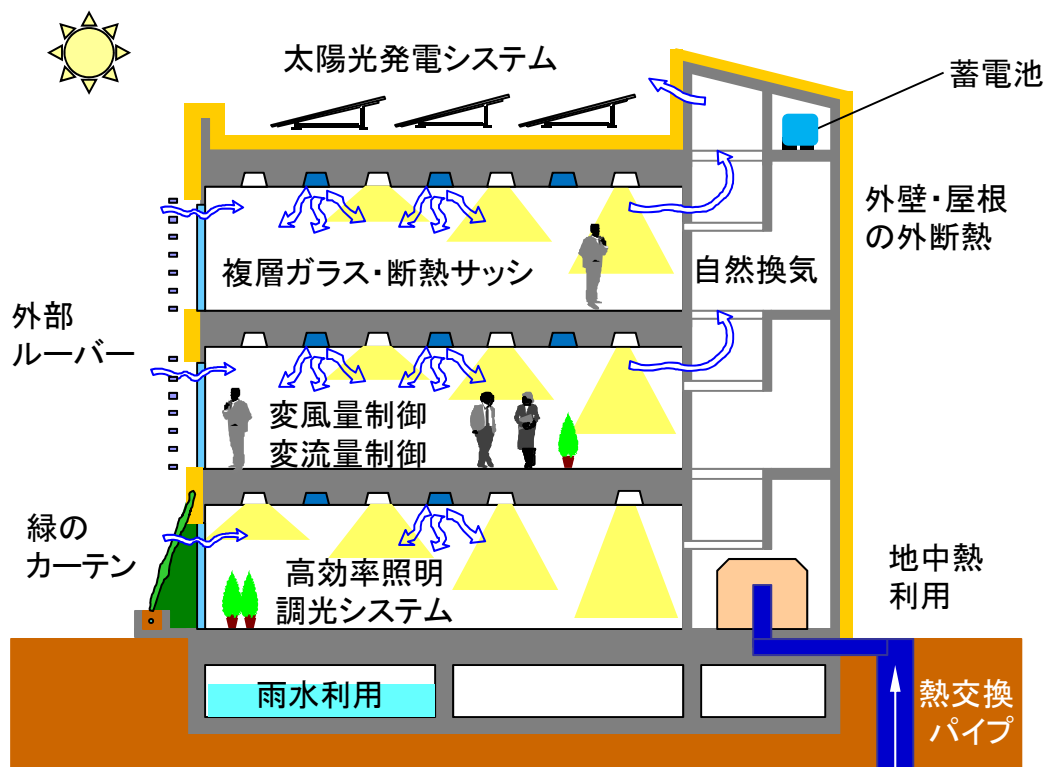


【官庁施設における津波対策（イメージ図）】

3. 官庁施設のゼロエネルギー化（モデル事業の実施）

新成長戦略における環境・エネルギー施策の着実な実行のため、「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）を踏まえた再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの実現が求められている。

官庁施設の新築において、再生可能エネルギー・新技術の積極的導入と省エネルギー・節電技術の徹底活用を組み合わせ、ゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施する。



【ゼロエネルギー庁舎（イメージ図）】

4. 既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消

危険箇所や老朽・狭隘が生じている既存官庁施設のうち、特に緊急的に対応が必要なものについて整備を行うことにより、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保する。

【危険箇所の例】

落下した外壁タイル



〔外壁落下による事故発生のおそれがあり、外壁改修が必要〕

エレベーター着床時の段差



〔事故発生のおそれがあり、エレベーター設備の更新が必要〕

【老朽箇所の例】

亀裂のある排水管



〔漏水が発生しており、排水設備の改修が必要〕

腐食した建具



〔雨水の浸入や開閉困難等の問題があり、建具の更新が必要〕

5. P F I 手法の活用による官庁施設の整備

民間の資金・経営能力等のノウハウを活用して低廉で良質な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図る P F I 手法の活用による官庁施設の整備を実施する。

【 P F I 手法の活用による官庁施設整備の具体例】



【中央合同庁舎第8号館（イメージ図）】

中央合同庁舎第8号館整備等事業

建設予定地 : 東京都千代田区永田町1丁目
事業期間 : 平成21～平成35年度
施設完成予定時期 : 平成26年3月
入居予定官署 : 内閣官房、内閣府、総務省

6. 官庁施設における木材利用の促進

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が平成22年10月1日に施行され、官庁施設についても、今後、さらに率先して木材利用の促進に努める必要がある。このため、以下について木造化・内装の木質化を行い、木材利用の促進を図る。

- ① 平成23年度からの継続事案である「境税関支署」の大規模リニューアルについて、増築部分を木造化
- ② 平成24年度に本体工事に着手する新築（建替）事案において、庁舎の内装を木質化（不特定かつ多数の者が使用するエントランスホール、会議室等）

また、平成24年度に新規に着手する大規模な改修事案においても、木造化・内装等の木質化を検討する。

【構造体に木材を利用した施設の事例】



剣山自然情報センター

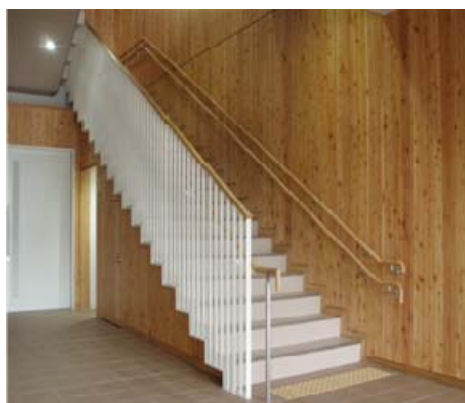


横浜植物防疫所つくば圃場（イメージ図）

【内装に木材を利用した施設の事例】



高松サポート合同庁舎エントランス



長野地方法務局上田支局エントランス

7. 新規要求箇所（庁舎の建替）

現庁舎が建築基準法に基づく耐震性能を満たさない次の3箇所について、現庁舎を取り壊し、跡地に新たな庁舎を整備する。

- ・ 浦和地方合同庁舎（増築棟）〔埼玉県さいたま市〕
- ・ 黒石税務署〔青森県黒石市〕
- ・ 京橋税務署〔東京都中央区〕

（参考）国の出先機関が入居予定の合同庁舎

国の出先機関が入居予定の合同庁舎の整備については、出先機関改革の検討が進められていることから、基本的には、前年度に引き続き、平成24年度も見送りを継続することとし、整備の緊急性が真に高いものであって、入居官署の見直しにより無駄を生じさせないよう対応できる以下の事業について再開する。

- ① 東日本大震災の被害状況を踏まえ、地震防災対策が特に必要な一定の地域に所在する防災合同庁舎であって、防災機能の強化のために整備が必要なもの
 - ・ 高松地方合同庁舎（Ⅱ期）〔香川県高松市〕
 - ・ 帯広第2地方合同庁舎〔北海道帯広市〕
- ② 建築基準法に基づく耐震性能を満たさない現庁舎の割合が高いもの
 - ・ 大井合同庁舎〔東京都大田区〕

第3 平成24年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

1. 平成24年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

区 分	平成24年度 要求・要望額 (A)	うち日本再生 重点化措置 (B)	前 年 度 予 算 額 (C)	倍率 (A/C)
(一般会計)				
官庁営繕費	19,541	2,668	17,783	1.10
中央官庁庁舎	3,588	0	3,588	1.00
合同庁舎	1,020	240	2,523	0.40
一般庁舎	826	187	436	1.89
施設特別整備	12,751	2,009	9,983	1.28
設計監理費等	1,356	232	1,253	1.08
(財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定)				
特定国有財産整備費	19,088	0	19,787	0.96
合 計	38,629	2,668	37,570	1.03

- (注) 1. 上記のほか、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費として5,814百万円、また、PFI事業の金利の支払い等に必要経費として1,498百万円(前年度1,622百万円)がある。
2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。

2. 「日本再生重点化措置」要望事項

(単位：百万円)

事 業 名	平成24年度 要求・要望額	重 点 化 措 置 要 望	重点化措置対象分野 との関係
I. 国民生活の安全・安心の確保			
官庁施設の津波対策の推進	2,237	2,237	iv) 安心・安全社会の実現
II. 持続可能な低炭素・循環型社会の構築			
官庁施設のゼロエネルギー化(モデル事業の実施)	431	431	i) 新たなフロンティア及び新成長戦略
合 計	2,668	2,668	

- (注) 「重点化措置対象分野との関係」欄の記載は、当該事業が「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」(平成23年9月20日閣議決定)1.(2)②ロ)に示された4つの分野のうちのどこに関係するものかを示す。